

生駒市条例第35号

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業者選定委員会条例をここに公布する。

平成28年6月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 民間活力を導入して(仮称)生駒北学校給食センター整備運営事業(以下「事業」という。)を実施するに当たり、透明性及び公平性を確保しつつ、事業を実施する者(以下「事業者」という。)を選定するため、(仮称)生駒北学校給食センター整備運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 事業の実施方針に関する事項
- (2) 事業者の募集に関する事項
- (3) 事業者の選定基準に関する事項
- (4) その他事業の実施に関し市長が必要と認める事項

2 委員会は、市長の諮問に応じ、事業を実施しようとする者及び当該者から提出された提案書について審査し、及び評価する。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、事業者との契約の締結の日限り、その効力を失う。